　「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表

資料５

１　財政リスクの点検（新規事業）

（事業に伴う損失の防止）

第９条　府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

　　　※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第２条）

２　損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第１０条　府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

　　　※債務保証も同様の規定（第10条第3項）

　　　※既往の損失補償・債務保証についても点検・公表（附則第４項）

３　将来の財政リスクの点検

（財政リスクに関する情報の把握と明確化）

第２３条　知事は、財政リスクを伴う事業のうち、府の財政運営に及ぼす影響が特に大きいものとして規則で定めるものについて、おおむね三年に一回以上、当該財政リスクの内容及び程度を検証し、かつ、財政上の損失の発生若しくは拡大を予防し、又は予想される影響を抑制するために講ずべき措置を検討するものとする。

2　前項の規定による検証及び講ずべき措置の検討の際に前提とした事情に著しい変動が生じた場合又は財政リスクの内容及び程度に大きな影響がある方針の決定若しくは変更を行う場合には、前項の規定による検証及び講ずべき措置の検討を改めて行うものとする。

3　前二項の規定により行った検証の結果及び検討を行った講ずべき措置は、特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

　（「財政状況に関する中長期試算」は、資料４）